

国立保健医療科学院競争的研究費不正防止計画

1. 目的

国立保健医療科学院競争的研究費管理・運営に関する規程（平成20年10月30日院長伺定）（以下「管理・運営規程」という。）の2に規定する対象となる研究費の適正な使用を確保するため、管理・運営規程の5（1）の規定に基づき、次のとおり「国立保健医療科学院競争的研究費不正防止計画」を策定し、実施する。

2. 不正防止計画

（1）国立保健医療科学院の責任体制（管理・運営規程の4）

ア 最高管理責任者

研究費の管理・運営について当院全体を統括し、最終責任を負う者とし、院長をもって充てる。

イ 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について当院全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、総務部長をもって充てる。

ウ 機関経理責任者

研究費に係る機関経理を指揮監督する責任者とし、総務部研修・業務課長をもって充てる。

（2）適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正の発生要因	対応する不正防止計画	備考
○競争的研究費の使用ルールや当院における規程等の理解不足による運用。	○使用ルールや規程等の周知及びメール等による意識づけ。 ○研究者等に対する競争的研究費に関する説明会を適宜実施。 ○研究者行動規範の遵守。 ○相談窓口（機関経理班）の設置。	当院規程については、必要に応じ改正。

（3）具体的実施事項

不正の発生要因	対応する不正防止計画	備考
<p>&lt; 共通事項 &gt;</p> <p>○適切な研究計画を立案しないことによる年度末の執行集中。</p> <p>○研究費を使い切らなければならないという間違った認識。</p> <p>○研究費の目的外使用。</p>	<p>○機関経理システム等を通じた研究費の計画的な執行状況の周知・把握。</p> <p>○説明会等を通じた、繰越制度、返納制度等の理解促進。</p> <p>○説明会等を通じた補助金制度の理解促進。</p>	

<p>&lt;物品等の発注・検収&gt;</p> <p>○預け金などの不正な取引。</p> <p>&lt;旅費&gt;</p> <p>○不必要な出張による旅費の取得。</p> <p>&lt;謝金&gt;</p> <p>○業務従事者の業務実施時間の把握の不備による不必要な謝金の支払い。</p> <p>&lt;関係者の意識向上&gt;</p> <p>○制度の理解不足による間違った運用。</p> <p>&lt;モニタリング等&gt;</p> <p>○競争的研究費における経理事務の検証の未実施。</p>	<p>○原則、管理部門での発注の徹底。</p> <p>○管理部門発注の業者への周知。</p> <p>○管理部門における適正な検収業務の実施。</p> <p>○出張命令願等により、不必要な日程が組まれていないことを確認。</p> <p>○支払いに係る必要書類のチェック。</p> <p>○パック商品の推奨。</p> <p>○業務依頼者による出務整理簿の確認の徹底。</p> <p>○業務従事者に対して適宜ヒアリング等を実施し、業務内容等の確認。</p> <p>○使用ルールや規程等の周知及びメール等による意識づけ。</p> <p>○研究者等に対する競争的研究費に関する説明会を適宜実施。</p> <p>○研究者行動規範の遵守。</p> <p>○相談窓口（機関経理班）の設置。</p> <p>○不正防止計画の実施状況の把握。</p> <p>○実際の発注・検収等業務のモニタリング。</p> <p>○定期的な内部監査により、競争的研究費の適正な執行を推進する。</p> <p>○他の機関で発生した競争的研究費の不正事例について、科学院での検証及び情報提供。</p>	<p>「(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」の記載事項の再掲</p>
--	---	--

<p>&lt;不正の際の通報&gt;</p> <p>○不正相談窓口の理解。</p>	<p>○不正相談窓口（総務部総務課）の周知。</p> <p>○相談しやすい体制の整備。</p>	
---	---	--

### 3. その他

本計画については、必要に応じて見直しを行うこととする。